

THE NEW VALUE FRONTIER



証券コード 6971

[第53期定時株主総会招集ご通知添付書類]

第53期 報告書

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

京セラ株式会社

京セラの経営哲学

社 是

敬天愛人

〈 敬 天 愛 人 〉

常に公明正大謙虚な心で仕事にあたり
天を敬い 人を愛し 仕事を愛し 会社を愛し 国を愛する心

経 営 理 念

全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、
人類、社会の進歩発展に貢献すること。

経 営 思 想

社会との共生。世界との共生。自然との共生。
共に生きる (LIVING TOGETHER) ことをすべての
企業活動の基本に置き、豊かな調和をめざす。

心をベースに経営する

京セラを創業した頃は十分な資金もなく、立派な建物や機械もありませんでした。ただ私には、家族のように苦楽を共にし、お互い助け合える心と心で結ばれた仲間がありました。そこで私は、人の心というものをよりどころとしてこの会社を経営していこうと決心をしました。それは、人の心ほどうつろいやすく頼りにならないものもないかわりに、ひとたび固い信頼で結ばれば、これほど強く頼りになるものもないと思ったからです。

人の心をベースとして経営する。ここに京セラの原点があります。



名誉会長

稲盛和夫

目次

京セラの経営哲学

ごあいさつ 1

第53期定時株主総会招集ご通知添付書類

事業報告 2-23

1. 企業集団の現況に関する事項 2

2. 会社の株式に関する事項 15

3. 会社の新株予約権等に関する事項 16

4. 会社役員に関する事項 17

5. 会計監査人の状況 19

6. 会社の体制及び方針 21

連結貸借対照表 24

連結損益計算書 26

連結株主持分計算書 27

連結キャッシュ・フローの状況(ご参考) .. 27

連結注記表 28

貸借対照表 31

損益計算書 32

株主資本等変動計算書 33

個別注記表 34

会計監査人の監査報告書(謄本) 37

監査役会の監査報告書(謄本) 39

株主メモ

ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素より京セラグループに対しまして格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。
第53期報告書をお届けするにあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

当期は、創業以来、当社グループの成長の原動力であります独自の経営管理手法「アメーバ経営」の実践を確実に推し進め、全ての現場での活力、すなわち「現場力」と目標達成に向けての「実現力」の強化に努めるとともに、積極的に新製品を投入し、生産性の向上を図ってまいりました。この結果、当期は大幅な増収増益を達成することができました。

今後も、当社グループは、個々の事業の売上拡大と収益性を高めるとともに、グループ内での相乗効果を追求し、変化の激しい経営環境においても持続的な企業成長を達成する「さらに成長し続ける創造型企業」の実現を目指してまいります。同時に、企業倫理の観点においてもより社会から信頼される企業となることを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループに対して、なにとぞ一層のご支援、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役会長

中村 昇



代表取締役社長

川村 誠

事業報告 (平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

第53期(当期)の国内経済は、個人消費は伸び悩んだものの、輸出の拡大による好調な企業業績を背景に設備投資が増加し、緩やかな景気拡大が続きました。海外では、米国経済は、当期下半期以降住宅投資の減少が見られましたが、民間設備投資の伸びに支えられ拡大基調を継続しました。欧州経済は、設備投資や輸出の増加を背景に成長を続け、また中国経済も、企業の生産活動の伸びと輸出が引き続き拡大したことにより、好調に推移しました。

京セラグループの主要市場であるデジタルコンシューマ機器市場においては、携帯電話端末やデジタルテレビ等の生産が前期に比べ大幅に増加し、また、新型ゲーム機の生産が拡大したことにより、電子デバイス等の部品需要が好調に推移しました。

連結業績

当期においては、京セラ独自の経営管理手法である「アメーバ経営」の強化を図り、グループを挙げて全ての部門の活性化と目標達成力の向上を図ってまいりました。また、デジタルコンシューマ機器の需要が期を通じて旺盛に推移する良好な市場環境の下、京セラグループは持続的な売上の拡大と高い収益性の実現に向けて、積極的に新製品の投入や生産性の向上に努めてまいりました。この結果、部品事業と機器事業の両事業において、収益向上を図ることができました。

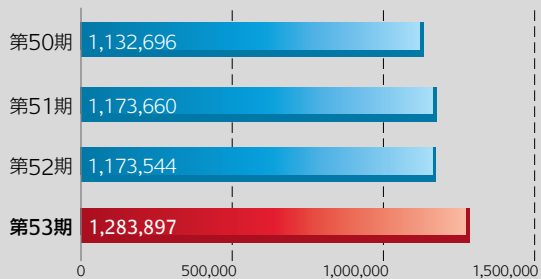
当期の連結売上高は、前期に比べ9.4%増加の1兆2,838億97百万円となりました。部品事業の4つの事業セグメント全ての売上が前期を10%以上上回り、また、通信機器関連事業及び情報機器関連事業の売上が伸び、機器事業も増収となりました。

利益については、部品事業及び機器事業における全ての事業セグメントにおいて増益となりました。営業利益は、前期に比べ35.5%増加の1,351億2百万円、継続事業税引前当期純利益は、同33.5%増加の1,565億40百万円となりました。当期純利益は、移転価格課税の更正処分一部取り消しによる43億5百万円の還付税額があったこともあり、前期に比べ52.8%増加の1,065億4百万円となりました。

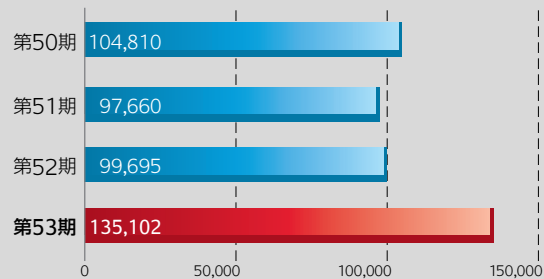
(注) 1. 本事業報告の記載金額、株式数並びに比率(%)は、表示単位未満を四捨五入しています。
2. 本事業報告の写真、グラフ等をご参考です。

■ 連結業績ハイライト

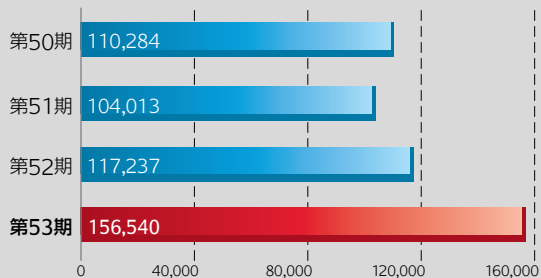
売上高 (百万円)



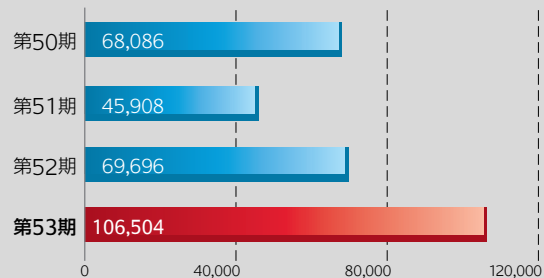
営業利益 (百万円)



継続事業税引前当期純利益 (百万円)



当期純利益 (百万円)



(注) 当期(第53期)に、ファイナンス事業を行う当社子会社であった京セラリーシング(株)の株式を売却したことにより、同社に係る営業成績及び売却益の合計を、米国会計基準に従い、非継続事業の損益としています。この株式売却に伴い、第50期、第51期並びに第52期の売上高、営業利益、継続事業税引前当期純利益についても同様の基準で組替えて表示しています。

事業セグメント別の状況

1. 部品事業

携帯電話端末やデジタルテレビ、新型ゲーム機などのデジタルコンシューマ機器向けに需要が増加したことにより、部品事業は前期に比べ11.9%の大幅な増収となりました。事業利益は、売上増加による効果や「アメーバ経営」の強化により収益性が向上し、前期に比べ34.6%の大幅な増益となりました。

各事業セグメントの状況は次のとおりです。

① ファインセラミック部品関連事業

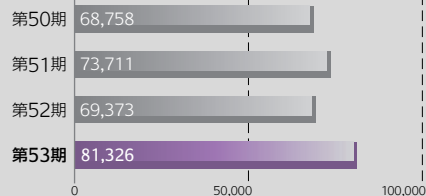
売上高は、前期に比べ17.2%増収の813億26百万円となりました。事業利益は、前期に比べ42.3%増益の156億77百万円となりました。



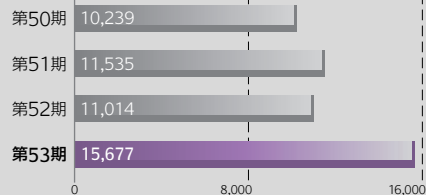
半導体製造装置用セラミック部品

半導体産業の活発な生産活動を背景に、半導体製造装置用セラミック部品の需要が増加したことにより、前期に比べ増収増益となりました。

売上高 (百万円)



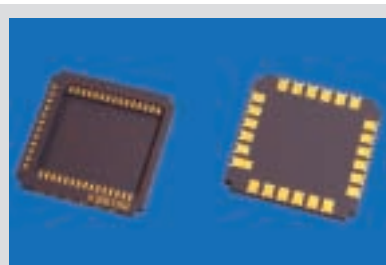
事業利益 (百万円)



② 半導体部品関連事業

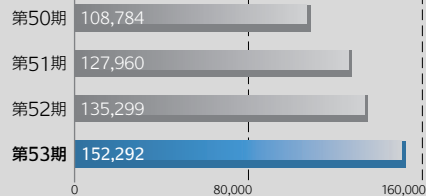
売上高は、前期に比べ12.6%増収の1,522億92百万円となりました。事業利益は、前期に比べ25.2%増益の222億10百万円となりました。

携帯電話端末やデジタルカメラ向け等にセラミックパッケージの売上が大きく伸び、前期に比べ増収増益となりました。

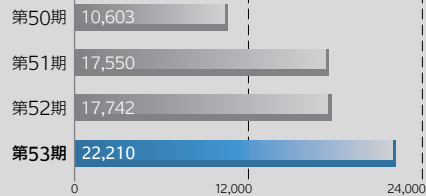


イメージセンサ用セラミックパッケージ

売上高 (百万円)



事業利益 (百万円)



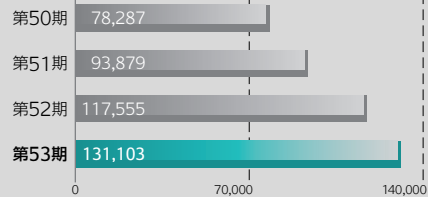
③ ファインセラミック応用品関連事業

売上高は、前期に比べ11.5%増収の1,311億3百万円となりました。
事業利益は、前期に比べ2.1%増益の223億34百万円となりました。

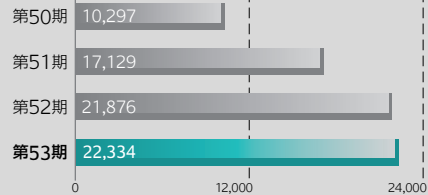


特に欧州市場でソーラーエネルギー事業の売上が伸び、また、医療用材料や切削工具の売上も増加し、前期に比べ増収増益となりました。

売上高 (百万円)



事業利益 (百万円)



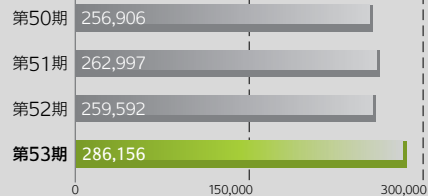
④ 電子デバイス関連事業

売上高は、前期に比べ10.2%増収の2,861億56百万円となりました。
事業利益は、前期に比べ63.7%増益の444億87百万円となりました。

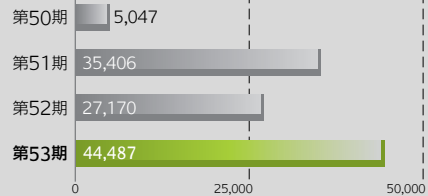
デジタルコンシューマ機器の生産が好調に推移したことにより、コンデンサや水晶関連部品、コネクタ等の販売が拡大しました。また、米国子会社のAVX CORPORATIONも業績を伸ばし、前期に比べ増収増益となりました。



売上高 (百万円)



事業利益 (百万円)



2. 機器事業

通信機器関連事業と情報機器関連事業の売上増加により、機器事業は前期に比べ7.8%の増収となりました。情報機器関連事業の増収効果と、通信機器関連事業及び光学機器関連事業の利益改善により、事業利益は前期に比べ71.0%の大幅な増益となりました。

各事業セグメントの状況は次のとおりです。

①通信機器関連事業

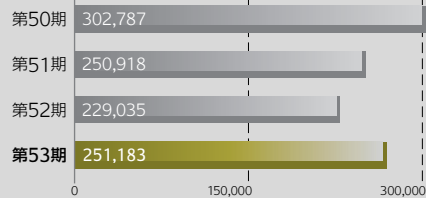
売上高は、前期に比べ9.7%増収の2,511億83百万円となりました。事業利益は、2億91百万円となり、前期の損失から19億97百万円の改善となりました。

国内外で携帯電話端末の新製品の販売が伸びたことにより、増収となりました。事業利益は、国内市場向け携帯電話端末の増収効果と、米国子会社のKYOCERA WIRELESS CORP.の事業損失縮小により、前期に比べ改善しました。

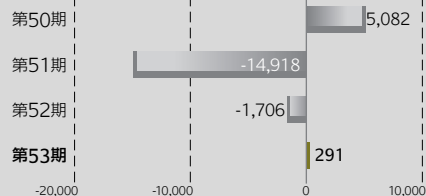


携帯電話端末

売上高 (百万円)



事業損益 (百万円)



②情報機器関連事業

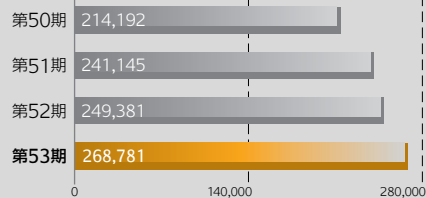
売上高は、前期に比べ7.8%増収の2,687億81百万円となりました。事業利益は、前期に比べ28.6%増益の339億70百万円となりました。

新製品の投入とマーケティング活動の強化により、特に海外市場向けにデジタル複合機やプリンタの販売が拡大しました。また、売上増加による効果に加えて、欧米通貨に対する円安のメリットもあり、前期に比べ増収増益となりました。

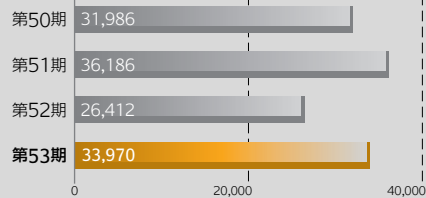


デジタルカラー複合機

売上高 (百万円)



事業利益 (百万円)



③光学機器関連事業

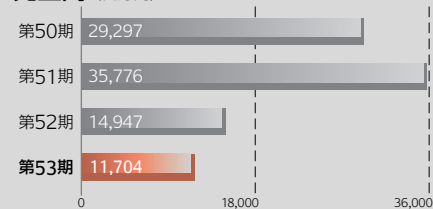
売上高は、前期に比べ21.7%減収の117億4百万円となりました。事業損失は、18億95百万円となりましたが、前期に比べ38億79百万円の改善となりました。



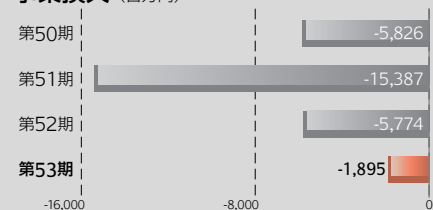
スキャナー用レンズ

カメラ機器事業の縮小等により、前期に比べ減収となりましたが、構造改革等に伴う費用の減少により、事業損失は縮小しました。

売上高 (百万円)



事業損失 (百万円)



3. その他の事業

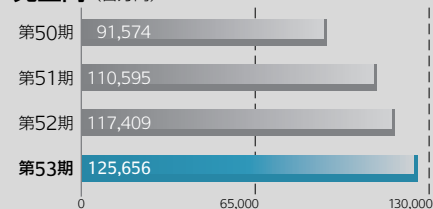
売上高は、前期に比べ7.0%増収の1,256億56百万円となりました。事業利益は、前期に比べ2.3%減益の87億76百万円となりました。

京セラコミュニケーションシステム(株)の通信エンジニアリング事業等の伸びにより、増収となりました。事業利益は、京セラケミカル(株)を中心に増加したものの、その他の国内子会社で営業権の減損処理を行ったことにより、前期に比べ減少しました。

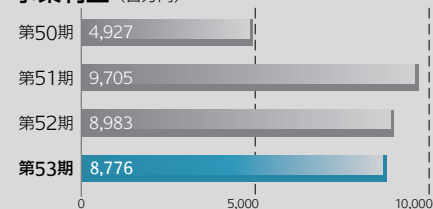


電子部品材料

売上高 (百万円)



事業利益 (百万円)



(注) 当期(第53期)に、その他の事業に含まれていたファイナンス事業を行う当社子会社であった京セラリーシング(株)の株式を売却したことにより、同社に係る営業成績及び売却益の合計を、米国会計基準に従い、非継続事業の損益としています。この株式売却に伴い、第50期、第51期並びに第52期の売上高及び事業利益の実績についても同様の基準で組替えて表示しています。

【当期に実施した主な経営施策と重要な経営判断】

- ①平成18年4月より、グループの経営体制を刷新しました。従来のCEO（最高経営責任者）、CFO（最高財務責任者）、COO（最高執行責任者）による体制から、代表取締役社長がグループの経営戦略の策定と執行に全責任をもつ体制へと変更しました。
- ②平成18年7月に、水晶デバイス事業の強化を図るため、当社子会社の京セラキンセキ（株）はヘルツ（株）を子会社化し、同年10月より、ヘルツ（株）は京セラキンセキヘルツ（株）に社名を変更しました。これにより、京セラグループは、携帯電話端末や携帯音楽プレーヤー等の電子機器向けに需要拡大が見込まれる音叉型水晶振動子技術を新たに獲得し、水晶デバイスの全ての製品をカバーすることとなりました。今後、水晶デバイス事業の幅広い製品展開を進めてまいります。
- ③事業の選択と集中を進める一環として、平成18年8月に、ファイナンス事業を行う子会社であった京セラリーシング（株）の株式をダイヤモンドリース（株）へ売却しました。この株式売却に伴う利益を含む51億75百万円を、非継続事業当期純利益として計上しています。
- ④当社は、平成17年3月期に大阪国税局より移転価格課税の更正処分を受けたことに伴い、追徴税額127億48百万円を計上し、この更正処分に対して同年5月24日に同局に対し異議申立書の提出を行いました。平成18年9月25日に同局より、原処分の一部を取り消す異議決定書を受領しました。こ

の異議決定に基づき、地方税等を含め43億5百万円の還付税額が当期の税金充当額に含まれていません。なお、原処分の取り消しが認められなかった部分につきましては、当社は引き続き不服と考えているため、同年10月23日に大阪国税不服審判所に対し審査請求書を提出しました。また、グループ内の二重課税の回避を目的として、同年12月26日に国税庁に対し、米国との相互協議申立書を提出しました。

（2）設備投資の状況

当期においては、主にファインセラミック部品関連事業、半導体部品関連事業、ファインセラミック応用品関連事業、電子デバイス関連事業並びに情報機器関連事業において、新製品製造ラインの増設と生産性向上を目的とした製造工程合理化のための投資を行いました。その結果、当期の設備投資の合計金額は、698億96百万円となりました。前期には新工場建設等の大規模な投資を実施したため、前期に比べ189億64百万円(21.3%)減少しております。

所要資金については、主に自己資金を充当し、社債の発行等による資金調達は行いませんでした。

（3）対処すべき課題

京セラグループは、「さらに成長し続ける創造型企業」となるため、グループ内の部品事業及び機器事業の持続的な売上拡大と高い収益率の達成を目指してまいります。これを達成するために、第54期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)においては、引き続き、「アメーバ経営」を強化するとともに、「新たな創造」を追求してまいります。

開発、製造、営業、間接部門の全ての現場の活力である「現場力」と、目標を確実に達成する「実現力」を高め、高収益な企業の構築に取り組んでまいります。

加えて、中長期的なグループの成長を図る上での経営基盤を強化するため、品質の向上を目指すとともに、グローバル規模での生産拠点の最適化の推進や生産能力の拡大を進めてまいります。また、事業間シナジーによる新事業・新市場の創造、戦略事業の強化や資産効率の向上に取り組んでまいります。

将来事象に関する注意事項

本報告書には、将来の事象についての、本報告書日付における当社グループの期待、見積り及び予測に基づく記述が含まれています。これらの将来の事象についての記述には、既知及び未知のリスク、不確実な要因並びにその他の要因が内包されており、当社グループの将来における実際の財務状況及び活動状況が、当該将来の事象についての記述によって明示または暗示されているところと大きく異なる場合があります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第50期 平成16年3月期	第51期 平成17年3月期	第52期 平成18年3月期	第53期(当期) 平成19年3月期
売上高 (百万円)	1,132,696	1,173,660	1,173,544	1,283,897
継続事業税引前当期純利益 (百万円)	110,284	104,013	117,237	156,540
当期純利益 (百万円)	68,086	45,908	69,696	106,504
基本的1株当たり当期純利益 (円)	364.79	244.86	371.68	566.03
総資産額 (百万円)	1,794,758	1,745,519	1,931,522	2,130,464
純資産額 (百万円)	1,150,453	1,174,851	1,289,077	1,514,560
1株当たり純資産額 (円)	6,136.26	6,266.50	6,865.75	8,028.45

(注) 1. 当社は米国会計基準に基づき連結計算書類を作成しています。

- 基本的1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しています。
- 当期(第53期)に、ファイナンス事業を行う当社子会社であった京セラリーシング(株)の株式を売却したことにより、同社に係る営業成績及び売却益の合計を、米国会計基準に従い、非継続事業の損益としています。この株式売却に伴い、第50期、第51期並びに第52期の実績についても同様の基準で組み替えて表示しています。
- 第50期は、エレクトロニクス業界の需要が回復したことにより、半導体部品関連事業、電子デバイス関連事業の部品事業が好調に推移し、連結売上高は前期に比べ増収となりました。連結当期純利益は、米国子会社における在庫の評価減という減益要因はあったものの、デジタル複合機を中心とした情報機器関連事業や、半導体部品関連事業、ファインセラミック応用品関連事業の増益、さらには厚生年金基金の代行部分を国に返上したことに伴う特別利益を計上したことにより、前期に比べ増益となりました。
- 第51期は、携帯電話端末を中心に通信機器関連事業の売上が低迷したものの、上半期の旺盛な部品需要を受けた半導体部品関連事業や電子デバイス関連事業の増収により、連結売上高は前期に比べ増収となりました。連結当期純利益は、通信機器関連事業及び光学機器関連事業において、今後の収益向上に向けた事業構造改革を実施したことに伴う一時的な費用が発生したことに加え、過年度における当社と海外現地子会社との間の取引において、移転価格課税に基づく追徴税額が発生したため、前期に比べ減益となりました。
- 第52期は、ソーラーエネルギー事業などファインセラミック応用品関連事業の売上が好調に推移したものの、部品価格の下落やカメラ事業の縮小などにより、連結売上高は前期に比べほぼ横ばいとなりました。連結当期純利益は、前期に実施した事業構造改革の成果が現れたことなどにより、前期に比べ増益となりました。
- 当期は、前記(1)「事業の経過及びその成果」に記載のとおりです。

(5) 主要な事業内容 (平成19年3月31日現在)

京セラグループは、ファインセラミック技術を用いた部品及びファインセラミック応用品並びに通信機器、情報機器、光学機器等の製造販売を行っており、その製品は極めて多品目にわたっていますが、主要なものは次のとおりです。

事業セグメント	主要製品・事業
ファインセラミック 部品関連事業	通信情報用部品、サファイア基板、半導体製造装置用部品、液晶製造装置用部品、自動車・ITS関連部品、一般産業機械用部品
半導体部品関連事業	電子部品用表面実装(SMD)セラミックパッケージ、 CCD/CMOSセンサー用セラミックパッケージ、LSI用セラミックパッケージ、 無線通信用パッケージ、光通信用パッケージ・部品、有機多層パッケージ・多層基板
ファインセラミック 応用品関連事業	住宅用・産業用太陽光発電システム、太陽電池セル・モジュール、刃先交換式切削工具、 マイクロドリル、宝飾品、ファインセラミック応用商品、医科用・歯科用インプラント
電子デバイス 関連事業	セラミックコンデンサ、タンタルコンデンサ、 タイミングデバイス(温度補償型水晶発振器(TCXO)、セラミック振動子、水晶振動子)、 高周波モジュール、SAWフィルタ、コネクタ、サーマルプリントヘッド、LEDプリントヘッド、 アモルファスシリコンドラム、液晶ディスプレイ
通信機器関連事業	符号分割多重接続(CDMA)方式携帯電話端末、 パーソナルハンディフォンシステム(PHS)関連製品 (PHS端末、PHS基地局、高速無線データ通信システム)
情報機器関連事業	エコシス・プリンタ、複写機、デジタル複合機
光学機器関連事業	光学モジュール、各種レンズ
その他の事業	電子部品材料、電気絶縁材料、合成樹脂成形品、通信エンジニアリング事業、 ICT (Information and Communication Technology) 事業、経営コンサルティング事業、 ホテル事業、不動産賃貸業、保険・旅行代理店業

(6) 重要な子会社の状況 (平成19年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
京セラコミュニケーションシステム株式会社	2,986 (百万円)	76.30%	IT関連サービスの提供
京セラエルコ株式会社	400 (百万円)	100.00	電子デバイス関連製品の製造及び販売
京セラミタ株式会社	12,000 (百万円)	100.00	情報機器の製造及び販売
京セラケミカル株式会社	10,172 (百万円)	100.00	電子部品材料等の製造及び販売
京セラキンセキ株式会社	16,318 (百万円)	100.00	電子デバイス関連製品の製造
株式会社京セラソーラーコーポレーション	300 (百万円)	100.00	ソーラー機器の販売
京セラ興産株式会社	50 (百万円)	100.00	不動産の所有・管理及び賃貸
京セラSLCテクノロジー株式会社	4,000 (百万円)	100.00	有機多層配線基板の製造及び販売
日本メディカルマテリアル株式会社	2,500 (百万円)	77.00	医療材料・医療機器の開発、製造、販売
KYOCERA INTERNATIONAL, INC.	34,850 (千米ドル)	100.00	北米地域の子会社に対する持株会社としての出資及び経営指導
AVX CORPORATION	1,763 (千米ドル)	69.06	電子デバイス関連製品の製造及び販売
上海京瓷電子有限公司	14,700 (百万円)	100.00	セラミック関連製品及び電子デバイス関連製品の製造及び販売
東莞石龍京瓷光学有限公司	194,000 (千香港ドル)	90.00	光学機器、切削工具・治具並びに薄膜製品等の製造及び販売
京瓷(天津)商貿有限公司	10,000 (千米ドル)	90.00	セラミック関連製品、電子デバイス関連製品並びに情報機器等の販売
KYOCERA ASIA PACIFIC PTE. LTD.	105 (千米ドル)	100.00	セラミック関連製品及び電子デバイス関連製品の販売
UNIVERSAL OPTICAL INDUSTRIES, LTD.	500 (千香港ドル)	※100.00	光学機器、切削工具・治具並びに薄膜製品等の製造及び販売
KYOCERA FINECERAMICS GmbH	1,687 (千ユーロ)	100.00	セラミック関連製品、ソーラー機器並びに薄膜製品の販売

(注) ※ 印は、当社が100%出資している子会社による出資比率です。

(7)主要拠点 (平成19年3月31日現在)

本 社：京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地	
国内の主要拠点	海外の主要拠点
当 社	KYOCERA INTERNATIONAL, INC. (米国)
北海道北見工場	KYOCERA AMERICA, INC. (米国)
福島棚倉工場	KYOCERA INDUSTRIAL CERAMICS CORPORATION (米国)
長野岡谷工場	KYOCERA SOLAR, INC. (米国)
三重伊勢工場	KYOCERA TYCOM CORPORATION (米国)
滋賀蒲生工場	KYOCERA MEXICANA, S.A. DE C.V. (メキシコ)
滋賀八日市工場	KYOCERA ASIA PACIFIC PTE. LTD. (シンガポール)
鹿児島川内工場	上海京瓷電子有限公司 (中国)
鹿児島国分工場	京瓷(天津)太陽能有限公司 (中国)
鹿児島隼人工場	京瓷(天津)商貿有限公司 (中国)
横浜R&Dセンター	韓国京セラ精工株式会社 (韓国)
中央研究所(京都府)	KYOCERA FINECERAMICS GmbH (ドイツ)
総合研究所(鹿児島県)	AVX CORPORATION (米国)
京セラSLCテクノロジー株式会社(滋賀県)	KYOCERA ELCO KOREA CO., LTD. (韓国)
株式会社京セラソーラーコーポレーション(京都府)	KYOCERA ELCO HONG KONG LTD. (中国)
日本メディカルマテリアル株式会社(大阪府)	KYOCERA WIRELESS CORP. (米国)
京セラキンセキ株式会社(東京都)	KYOCERA WIRELESS (INDIA) PVT. LTD. (インド)
京セラエルコ株式会社(神奈川県)	KYOCERA TELECOMMUNICATIONS RESEARCH CORP. (米国)
株式会社京セラディスプレイ研究所(滋賀県)	KYOCERA MITA AMERICA, INC. (米国)
京セラミタ株式会社(大阪府)	京瓷美達辦公設備(東莞)有限公司 (中国)
京セラミタジャパン株式会社(東京都)	KYOCERA MITA EUROPE B.V. (オランダ)
京セラオプテック株式会社(東京都)	KYOCERA MITA DEUTSCHLAND GmbH (ドイツ)
京セラコミュニケーションシステム株式会社(京都府)	KYOCERA YASHICA DO BRASIL INDUSTRIA E COMERCIO LTDA. (ブラジル)
京セラケミカル株式会社(埼玉県)	京瓷振華通信設備有限公司 (中国)
京セラ興産株式会社(東京都)	KYOCERA HONG KONG CO., LTD. (中国)
株式会社ホテル京セラ(鹿児島県)	UNIVERSAL OPTICAL INDUSTRIES, LTD. (中国)
株式会社ホテルプリンセス京都(京都府)	東莞石龍京瓷光学有限公司 (中国)
京セラインターナショナル株式会社(京都府)	PIAZZA INVESTMENT CO., LTD. (中国)
	上海京瓷房地產開發有限公司 (中国)

(8) 従業員の状況 (平成19年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
ファインセラミック部品関連事業	2,951名	311名増
半導体部品関連事業	10,111名	421名増
ファインセラミック応用品関連事業	5,852名	747名増
電子デバイス関連事業	22,490名	804名増
通信機器関連事業	3,073名	172名減
情報機器関連事業	12,194名	170名減
光学機器関連事業	1,080名	462名減
その他の事業	4,126名	515名増
本社部門	1,600名	15名増
合計	63,477名	2,009名増

(注) 従業員数は就業人員数です。

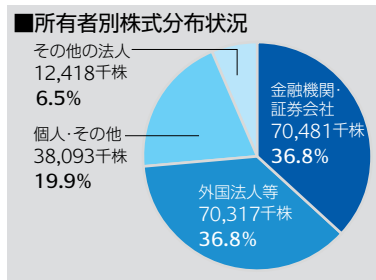
② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
12,613名	156名増	38.6歳	15.8年

(注) 従業員数は就業人員数です。

2. 会社の株式に関する事項 (平成19年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 600,000,000株
- (2) 発行済株式総数 191,309,290株
(うち自己株式数 2,660,201株)
- (3) 株主数 65,741名
- (4) 大株主(上位10名)



株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,074	5.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,900	5.78
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	7,932	4.20
株式会社京都銀行	7,218	3.83
稲盛和夫	6,806	3.61
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,076	2.69
財団法人稲盛財団	4,680	2.48
ピー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ(ジャパン)リミテッド(ピー・エヌ・ピー・パリバ証券会社)	3,639	1.93
ケイアイ興産株式会社	3,550	1.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	3,121	1.65

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項 (平成19年3月31日現在)

当社はストックオプション付与を目的として次の新株予約権を発行しております。

発行回次	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
新株予約権の残高	2,666個	7,188個	11,279個
うち取締役の保有状況	260個 (6名)	565個 (11名)	570個 (9名)
うち監査役の保有状況	30個 (1名)	30個 (1名)	30個 (1名)
目的となる株式の種類	当社普通株式	同左	同左
目的となる株式の数	266,600株 (新株予約権1個につき100株)	718,800株 (同左)	1,127,900株 (同左)
発行価額	無償	同左	同左
権利行使時の1株当たり払込金額	7,900円	8,725円	8,619円
権利行使期間	平成15年10月1日から平成20年9月30日まで	平成16年10月1日から平成20年9月30日まで	平成17年10月1日から平成20年9月30日まで
対象者	当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員	同左	同左

(注) 社外監査役に対しては、上記の新株予約権を発行しておりません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成19年3月31日現在)

地位	氏名	担当、主な職業及び他の法人等の重要な代表状況
取締役相談役	伊藤謙介	
取締役相談役	西口泰夫	
代表取締役会長	中村昇	
代表取締役副会長	梅村正廣	財務担当並びに関連会社統轄担当
代表取締役副会長	山村雄三	通信機器関連事業本部長、京セラエルコ株式会社代表取締役社長
代表取締役副会長	森田直行	京セラコミュニケーションシステム株式会社代表取締役会長兼社長
代表取締役社長	川村誠	執行役員社長
取締役	関浩二	京セラミタ株式会社代表取締役会長兼社長
取締役	山本道久	通信機器関連事業本部副本部長(製造担当)
取締役	岸本勲夫	京セラキンセキ株式会社代表取締役社長
取締役	久木壽男	京瓷(天津)商貿有限公司董事長兼総経理
取締役	ロドニー・ランソン	KYOCERA INTERNATIONAL, INC. 取締役社長
取締役	ジョン・ギルバートソン	AVX CORPORATION 取締役社長兼最高経営責任者
常勤監査役	西川美彦	
常勤監査役	明石靖夫	
監査役	西枝攻	弁護士
監査役	栗原伸治	医療法人財団康生会武田病院 たけだ病院経営研究所所長
監査役	田村繁和	公認会計士

(注) 1. 上記以外の重要な兼職の状況

- (1) 取締役相談役 伊藤謙介、代表取締役副会長 梅村正廣、代表取締役副会長 山村雄三、代表取締役社長 川村 誠、取締役 ロドニー・ランソンの5氏は、AVX CORPORATIONの取締役を務めております。
 - (2) 代表取締役会長 中村 昇氏は、平成18年6月からKDDI(株)の社外取締役を務めております。
 - (3) 常勤監査役 明石靖夫氏は、KDDI(株)の社外監査役を務めております。
 - (4) 取締役相談役 西口泰夫氏は、平成18年6月までKDDI(株)の社外取締役、また、平成18年7月までAVX CORPORATIONの取締役副会長でありました。
2. 監査役のうち西枝 攻、栗原伸治及び田村繁和の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役 栗原伸治氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役 田村繁和氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計の専門家であります。
 5. 平成19年4月1日付をもって、取締役 関 浩二氏の「担当、主な職業及び他の法人等の重要な代表状況」は、「京セラミタ株式会社代表取締役会長」に異動いたしました。

(2)取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	対 象 者 数	報酬等の額
取 締 役	13名	403百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	60百万円 (9百万円)
合 計	18名	463百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬等の額には、平成19年6月27日開催の第53期定時株主総会に付議する「役員賞与支給の件」が承認された場合の役員賞与総額136百万円(取締役分126百万円、監査役分10百万円)が含まれております。
3. 報酬等の額には、当期に役員退職慰労引当金として計上した51百万円が含まれております。

(3)社外役員に関する事項

① 当期における社外監査役の主な活動状況

氏 名	出席の状況	発言の状況
西 枝 攻	取締役会 11回	弁護士としての豊富な知識と経験から発言を行っております。
	監査役会 11回	
栗 原 伸 治	取締役会 11回	企業経営に関する豊富な知識と経験から発言を行っております。
	監査役会 11回	
田 村 繁 和	取締役会 11回	公認会計士としての豊富な知識と経験から発言を行っております。
	監査役会 11回	

(注) 当期における取締役会の開催回数は12回、監査役会の開催回数は11回であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第36条の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

区 分	名 称	備 考
会計監査人	中央青山監査法人(現 みすず監査法人)	平成18年7月 1日 資格喪失
一時会計監査人	山口監査法人	平成18年7月26日 就任 平成18年9月19日 辞任
	みすず監査法人(旧 中央青山監査法人)	平成18年9月 1日 就任

- (注) 1. 当社の会計監査人でありました中央青山監査法人(平成18年9月1日みすず監査法人に名称変更)は、平成18年5月10日付けで金融庁から2ヶ月間(平成18年7月1日から平成18年8月31日まで)の業務停止処分を受けました。このため、平成18年7月1日をもって当社の会計監査人としての資格を喪失いたしました。
2. 当社監査役会は会社法第346条第4項及び第6項の規定に基づき、平成18年7月19日開催の監査役会の決議により同日付で山口監査法人を、平成18年8月28日開催の監査役会の決議により平成18年9月1日付でみすず監査法人をそれぞれ一時会計監査人として選任いたしました。なお、平成18年9月19日付で山口監査法人より辞任の申し出があり、同日付で受理いたしました。

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

名 称	当期に係る会計監査人としての報酬等の額	当社及び子会社が支払うべき金銭 その他財産上の利益の合計額
みすず監査法人(旧 中央青山監査法人)	361百万円	691百万円
山口監査法人	1百万円	1百万円

- (注) 1. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と証券取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、「当期に係る会計監査人としての報酬等の額」には、これらの合計金額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、財務報告に係る内部統制システム構築のアドバイザー・サービスについての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断した場合には、監査役会規則に基づき、会計監査人を解任するか、あるいは会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議案件とすることを取締役へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、取締役会は監査役会の同意を得て、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

(5) 会計監査人の業務停止処分に関する事項

- ① 処分対象 中央青山監査法人(平成18年9月1日みずす監査法人に名称変更)
- ② 処分内容 業務の一部停止2ヶ月(平成18年7月1日から平成18年8月31日まで)
[停止する業務] 証券取引法監査及び会社法監査。ただし、一定の監査業務を除外するものとする。
- ③ 処分理由 カネボウ(株)の平成11年3月期から平成15年3月期までの各有価証券報告書の財務書類にそれぞれ虚偽の記載があったにもかかわらず、同監査法人の関与社員は故意に虚偽の無いものとして証明した。

(6) 当期中に辞任した会計監査人

前記「(1)会計監査人の名称」に記載のとおりであります。

6. 会社の体制及び方針

当社は取締役会において、次のとおり、コーポレート・ガバナンス及び内部統制の基本方針を決議しております。

京セラグループ コーポレート・ガバナンス及び内部統制の基本方針

京セラグループは、「敬天愛人」を社是とし、「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、人類、社会の進歩発展に貢献すること」を経営理念に掲げている。

京セラグループは、公平、公正を貫き、良心に基づき、勇気をもって事に当たる。そして、透明性の高いコーポレート・ガバナンス及び内部統制を実現する。

取締役会は、社是及び経営理念をもとにコーポレート・ガバナンス及び内部統制の基本方針を次のとおり定める。

この基本方針は、会社法第362条第5項及び第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に基づき、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、また当社及び京セラグループの業務の適正を確保するための体制の整備に関する方針を示したものである。

I. コーポレート・ガバナンス

1. コーポレート・ガバナンスの方針

取締役会は、京セラグループのコーポレート・ガバナンスを「業務を執行する取締役に健全かつ公明正大に企業を経営させる仕組み」と定義する。

コーポレート・ガバナンスの目的は、経営の健全性及び透明性を維持するとともに、公正かつ効率的な経営を遂行し、京セラグループの経営理念を実現することにある。

取締役会は、京セラグループの経営の根幹をなす企業哲学「京セラフィロソフィ」(注)を、取締役及びグループ内で働く従業員に浸透させ、健全な企業風土を構築していく。取締役会は、「京セラフィロソフィ」の実践を通じ、コーポレート・ガバナンスを確立する。

(注)「京セラフィロソフィ」は、当社の創業者が自ら培ってきた経営や人生の考え方をまとめた企業哲学であり、人生哲学である。「京セラフィロソフィ」には、「人間として何が正しいか」を物事の根本的な判断基準として、経営の基本的な考え方から日々の仕事の進め方及び広範な内容を含んでいる。

2. コーポレート・ガバナンス体制

取締役会は、前記1.の方針のもと、京セラグループの中核会社である当社のコーポレート・ガバナンス体制を下記のとおり定め、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。また、取締役会は、適宜コーポレート・ガバナンス体制のあるべき姿を求め、この体制を進歩発展させるものとする。

(1)コーポレート・ガバナンスの機関

取締役会は、コーポレート・ガバナンスの機関として、株主総会で承認された定款の規定に従い、監査役及び監査役会を設置する。また、監査役及び監査役会の監査の実効性を確保するため、取締役は次の事項を遵守する。

① 監査役の職務を補助する従業員に関する事項(当該従業員の取締役からの独立性に関する事項を含む。)

代表取締役は、監査役の要求に応じ、監査役及び監査役会の職務を補助するため監査役会の下に監査役室を設置し、監査役と事前協議のうえ人選した従業員を所属させる。また、当該従業員は当社の就業規則に従うが、当該従業員への指揮命令権は各監査役に属するものとし、異動、処遇(査定を含む)、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施するものとする。

② 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

各取締役は、法令、定款違反またはその可能性のある事実を発見した場合並びに京セラグループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合には、直ちに監査役会に報告するものとする。また、各取締役は、監査役会規則に基づく監査役または監査役会からの報告の要求については、その要求に応える。

代表取締役は、内部監査部門から監査役へ定期的に内部監査の状況を報告させるほか、監査役から特定の部門に関する業務執行状況の報告を要求された場合は、当該部門から監査役へ直接報告させる。また、代表取締役は、従業員及び取引先等の京セラグループの関係者が監査役会に直接通報できるよう、監査役会が設ける「京セラ監査役会通報制度」を維持する。

③ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制として監査役から次の要求がある場合は、その要求に応える。

- a. 重要な会議への出席
- b. 重要な会議の議事録、重要な稟議書、重要な契約書等の閲覧
- c. 代表取締役との経営全般に関する意見交換等の会合

(2) 京セラフィロソフィ教育

代表取締役は、「京セラフィロソフィ」を京セラグループに浸透させるため、自らを含め、京セラグループの取締役及び従業員を対象とした「京セラフィロソフィ教育」を適宜実施する。

II. 内部統制

1. 内部統制の方針

取締役会は、京セラグループの内部統制を「業務を執行する取締役が、経営理念の実現に向けて、経営方針及びマスタープランを公正に達成するため、組織内に構築する仕組み」と定義する。

取締役会は、「京セラフィロソフィ」の実践を通じ、内部統制を確立する。

2. 内部統制体制

取締役会は、前記1.の方針のもと、代表取締役に次の体制を整備させる。また、取締役会は、適宜内部統制体制のあるべき姿を求め、この体制を進歩発展させるものとする。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の管理及び保存

代表取締役は、適宜適切に情報を開示する体制として「京セラディスクロージャー委員会」を設置するとともに、取締役の職務執行に係る情報を法令及び社内規定に従い、適切に保存する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制、並びに従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役は、京セラグループのリスク管理体制として、リスク管理部門を設置する。また、必要に応じ、諸活動を行う体制を構築する。

代表取締役は、京セラグループの内部通報制度として「社員相談室」を設け、従業員が、法令、定款及びその他の社内規定に違反する行為や違反する可能性のある行為について報告することのできる体制を構築する。社員相談室は、受領した報告について、公益通報者保護法に沿って取扱い、適宜必要な対応をとるものとする。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、執行役員制度により権限の委譲と責任体制の明確化を図り、有効かつ効率的に業務を行う。また、業務執行状況を、執行役員から取締役会へ報告させ、効率的に行われていることを確認できる体制を維持する。

(4) 京セラグループにおける業務の適正を確保するための体制

前記(1)から(3)に加え、京セラグループの業務の適正を確保するための体制として、代表取締役は、京セラグループ経営委員会を設置する。同委員会は、京セラグループの重要事項を審議し、または報告を受ける。また、代表取締役は、京セラグループの業務の適正性を定期的に監査する内部監査部門を設置する。

以 上

当社における内部統制に関する整備の状況は次のとおりであります。

- ① 平成12年6月に「京セラ行動指針」を制定。
- ② コンプライアンスの強化及び徹底のため、平成12年9月にリスク管理室を設置。
- ③ 平成13年1月に京セラ経営委員会を設置(平成14年8月から「京セラグループ経営委員会」に改称)。
- ④ 平成15年4月に京セラディスクロージャー委員会を設置。
- ⑤ 内部通報制度として、平成15年4月に社員相談室を設置。
- ⑥ 経営の効率性を高めるため、平成15年6月に執行役員制度を導入。
- ⑦ 当社及び連結子会社の業務を定期的に監査し、当社の取締役及び監査役に監査結果の報告を行う内部監査部門の監査業務に加え、米国企業改革法にも対応する組織として、平成17年5月にグローバル監査部を設置。
- ⑧ 平成17年11月にCSR委員会を設置。

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	ご 参 考		
	当 期 平成19年3月31日現在	前 期 平成18年3月31日現在	増減金額
(資産の部)			
流動資産	1,046,491	920,668	125,823
現金及び現金等価物	282,208	300,809	△ 18,601
短期投資	213,495	87,942	125,553
受取手形	25,033	24,597	436
売掛金	236,380	210,393	25,987
短期金融債権	—	39,505	△ 39,505
貸倒引当金及び返品損失引当金	△ 5,960	△ 7,425	1,465
たな卸資産	209,188	190,564	18,624
繰延税金資産	45,390	40,411	4,979
その他流動資産	40,757	33,872	6,885
固定資産	1,083,973	1,010,854	73,119
投資及び長期貸付金	700,661	560,732	139,929
関連会社・非連結子会社に対する投資及び長期貸付金	10,093	7,355	2,738
投資有価証券及びその他の投資	690,568	553,377	137,191
長期金融債権	—	80,970	△ 80,970
有形固定資産	280,906	285,346	△ 4,440
土地	56,806	58,286	△ 1,480
建物	261,998	249,506	12,492
機械器具	729,636	697,383	32,253
建設仮勘定	7,362	13,473	△ 6,111
減価償却累計額	△ 774,896	△ 733,302	△ 41,594
営業権	32,894	31,351	1,543
無形固定資産	24,657	31,227	△ 6,570
その他資産	44,855	21,228	23,627
資産合計	2,130,464	1,931,522	198,942

短期投資

現金及び現金等価物から、より利回りの高い譲渡性預金へ預け替えを行ったことなどにより増加しました。

短期金融債権及び長期金融債権

前期は、京セラリーシング(株)の営業貸付金を計上していましたが、売却によって連結対象から外れたことにより、当期末の残高は無くなりました。

投資有価証券及びその他の投資

主に、KDDI株式の時価評価額が増加しました。

(単位:百万円)

科 目	ご 参 考		
	当 期 平成19年3月31日現在	前 期 平成18年3月31日現在	増減金額
(負債の部)			
流動負債	306,188	378,623	△ 72,435
短期債務	15,250	90,865	△ 75,615
一年以内返済予定長期債務	5,853	16,347	△ 10,494
支払手形及び買掛金	100,295	103,503	△ 3,208
設備支払手形及び未払金	49,134	51,997	△ 2,863
未払賃金及び賞与	41,680	37,998	3,682
未払法人税等	36,475	27,658	8,817
未払費用	33,391	31,414	1,977
その他流動負債	24,110	18,841	5,269
固定負債	242,793	198,880	43,913
長期債務	7,283	33,360	△ 26,077
未払退職給付及び年金費用	16,297	27,092	△ 10,795
繰延税金負債	206,858	125,686	81,172
その他固定負債	12,355	12,742	△ 387
負債合計	548,981	577,503	△ 28,522
(少数株主持分)			
少数株主持分	66,923	64,942	1,981
(資本の部)			
資本金	115,703	115,703	—
資本剰余金	162,363	161,994	369
利益剰余金	1,055,293	967,576	87,717
累積その他の包括利益	203,056	72,947	130,109
自己株式	△ 21,855	△ 29,143	7,288
資本合計	1,514,560	1,289,077	225,483
負債、少数株主持分及び資本合計	2,130,464	1,931,522	198,942

短期債務及び長期債務

京セラリーシング(株)の売却により、同社が計上していた債務が無くなったことを主因として減少しました。

繰延税金負債

KDDI株式の時価総額の増加に伴い、これに対応する税効果負債が増加しました。

累積その他の包括利益

主にKDDI株式の時価総額の増加に伴い、未実現有価証券評価損益が増加しました。

連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	ご 参 考			
	当 期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	前 期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	増減金額	
純売上高	1,283,897	1,173,544	110,353	受取利息・配当金 KDDIからの配当金及び京セラと米国子会社における運用収益が増加しました。
売上原価	900,470	835,042	65,428	
売上総利益	383,427	338,502	44,925	持分法投資損益 PHS事業を営む関連会社(株)ウィルコム の持分法利益を計上しました。
販売費及び一般管理費	248,325	238,807	9,518	
営業利益	135,102	99,695	35,407	株式交換差益 前期に、当社が保有していたUFJホールディングス株式を三菱UFJフィナンシャル・グループ株式に交換したことに伴う評価益を計上しました。
その他収益・費用(△)				
受取利息・配当金	15,472	8,990	6,482	持分法株式売却益 前期に、当社が保有していた(株)タイトーの株式を売却したことにより、売却益を計上しました。
支払利息	△ 1,647	△ 1,301	△ 346	
為替換算差損益	△ 65	△ 316	251	税金充当額 当期の税金充当額には、移転価格課税の更正処分の一部取り消しによる還付税額43億円が含まれています。
持分法投資損益	2,621	△ 1,216	3,837	
有価証券売却等損益	3,819	1,472	2,347	非継続事業当期純利益 当期において、京セラリーシング(株)を売却したことにより、ファイナンス事業が非継続事業となりました。 この結果、京セラリーシング(株)に係る営業成績及び売却益の合計を、非継続事業当期純利益として表示しています。
株式交換差益	24	5,294	△ 5,270	
持分法株式売却益	26	6,931	△ 6,905	
持分法株式評価損	—	△ 3,492	3,492	
その他(純額)	1,188	1,180	8	
その他収益・費用計	21,438	17,542	3,896	
継続事業税引前当期純利益	156,540	117,237	39,303	
税金充当額	48,887	46,760	2,127	
継続事業少数株主損益 控除前当期純利益	107,653	70,477	37,176	
少数株主損益	△ 6,324	△ 4,389	△ 1,935	
継続事業当期純利益	101,329	66,088	35,241	
非継続事業当期純利益	5,175	3,608	1,567	
当期純利益	106,504	69,696	36,808	

連結株主持分計算書／連結キャッシュ・フローの状況(ご参考)

連結株主持分計算書 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位:百万円)

摘要(発行済株式数)	資本金	資本剰余金	利益剰余金	累積その他の 包括利益	自己株式	包括利益
平成18年3月31日現在残高 (187,755千株)	115,703	161,994	967,576	72,947	△ 29,143	
当期純利益			106,504			106,504
未実現有価証券評価損益				102,021		102,021
未実現デリバティブ評価損益				138		138
最小年金債務調整勘定				△ 82		△ 82
為替換算調整勘定				10,474		10,474
当期包括利益				17,558		219,055
FAS158号適用による調整※						
支払配当金			△ 18,787			
自己株式の購入(24千株)					△ 251	
ストックオプション行使に伴う 自己株式の売却等(918千株)		127			7,539	
子会社におけるストックオプション		242				
平成19年3月31日現在残高 (188,649千株)	115,703	162,363	1,055,293	203,056	△ 21,855	

※FAS158号：米国財務会計基準審議会基準書第158号「確定給付型年金及びその他の退職給付制度に関する事業主の会計」

連結キャッシュ・フローの状況

(単位:百万円)

摘要	ご参考	
	当期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	前期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	149,644	171,077
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 151,703	△ 165,467
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 20,645	△ 23,289
為替相場変動による現金及び現金等価物への影響額	4,103	7,896
現金及び現金等価物純減少額	△ 18,601	△ 9,783
現金及び現金等価物期首残高	300,809	310,592
現金及び現金等価物期末残高	282,208	300,809

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 167社

主要な連結子会社の名称は、「事業報告 1. 企業集団の現況に関する事項 (6)重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

主要な非連結子会社の名称 (株)京都パープルサンガ

連結の範囲から除いた理由 総資産、売上高、当期純利益及び剰余金等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財産及び損益の状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものであるため、連結の範囲から除外しています。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用非連結子会社及び持分法適用関連会社の数 12社

主要な会社の名称 (株)ウィルコム

(3) 連結の範囲の変更

買収等による増加 7社 ヘルツ(株)(現 京セラキンセキヘルツ(株)) 他

売却等による減少 8社 京セラリーシング(株) 他

(4) 持分法の適用の範囲の変更

売却による減少 2社 IMPACT NETWORKING, L.L.C. 他

(5) 会計処理基準に関する事項

①連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第148条第1項の規定により、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しています。ただし、同項の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しています。

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び仕掛品は、主として、総平均法に基づく低価法により評価しています。その他のたな卸資産は、主として、先入先出法による低価法により評価しています。

③有価証券の評価基準及び評価方法

負債証券及び持分証券の処理は、米国財務会計基準審議会基準書(以下、「基準書」)第115号「負債証券及び持分証券投資の会計」に準拠しています。

満期保有有価証券 …………… 償却原価で評価しています。

売却可能有価証券 …………… 公正価値で評価しています。未実現評価損益は、損益計算に含めず税効果控除後の金額で「累積その他の包括利益」として表示しています。

④有形固定資産の減価償却方法

主として、定率法により減価償却を行っています。

⑤営業権及びその他の無形固定資産

基準書第142号「営業権及びその他の無形固定資産」に準拠し、営業権及び耐用年数が確定できない「無形固定資産」については、償却を行わずに少なくとも年1回の減損テストを実施しています。耐用年数の確定できる「無形固定資産」については、その見積耐用年数にわたり、定額法によって償却しています。

⑥引当金の計上基準

(貸倒引当金)

売掛債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(未払退職給付及び年金費用)

基準書第87号「事業主の年金会計」及び基準書第158号「確定給付型年金及びその他退職後の制度に関する会計」に準拠しています。これらにより、確定給付型退職制度の積立超過または積立不足の状況を連結貸借対照表上の資産もしくは負債として認識し、また会計年度中の積立状況の変化は当該年度の包括利益の増減として認識します。過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務年数で定額償却し、数理計算上の純損益については、回廊(=退職給付債務の公正価値と年金資産の市場連動価額のいずれか大きい方の10%)を超える部分について、従業員の平均残存勤務年数で定額償却しています。

(6) 会計処理の変更

当期末に基準書第158号を適用しています。この変更により、連結貸借対照表の「その他資産」は23,661百万円、「累積その他の包括利益」は17,558百万円、それぞれ増加しています。なお、連結損益計算書への影響はありません。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|-----------------------------------------------------------|------------|
| (1) 貸倒引当金(固定) | 2,111百万円 |
| (2) 累積その他の包括利益 | |
| 未実現有価証券評価損益 | 184,670百万円 |
| 未実現デリバティブ評価損益 | 63百万円 |
| 年金債務調整額 | 15,419百万円 |
| 為替換算調整勘定 | 2,904百万円 |
| (3) 担保に供している資産 | |
| 有形固定資産 | 5,374百万円 |
| ※上記資産は、「長期債務」 2,584 百万円、「一年以内返済予定長期債務」 672 百万円の担保に供しています。 | |
| (4) 保証債務等 | |
| 借入金に対する保証等 | 1,030百万円 |

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	ご 参 考		科 目	ご 参 考	
	当 期 平成19年3月31日現在	前 期 平成18年3月31日現在		当 期 平成19年3月31日現在	前 期 平成18年3月31日現在
(資産の部)	(1,611,891)	(1,389,396)	(負債の部)	(325,530)	(257,135)
流動資産	484,982	368,156	流動負債	117,271	114,860
現金及び預金	203,301	136,870	買掛金	55,561	49,570
受取手形	41,423	43,325	未払金	21,774	29,659
売掛金	108,685	90,073	未払費用	8,356	7,610
有価証券	22,937	19,331	未払法人税等	12,550	14,200
製商品	17,204	17,588	前受金	532	340
原材料	16,560	14,152	預り金	1,916	2,315
仕掛品	20,541	17,104	前受収益	10	4
貯蔵品	706	751	賞与引当金	11,152	10,109
前渡金	10,100	2,967	役員賞与引当金	136	—
前払費用	443	—	製品保証引当金	5,045	521
繰延税金資産	17,193	15,375	返品損失引当金	114	163
短期貸付金	16,880	1,316	その他流動負債	125	369
未収入金	8,291	9,012	固定負債	208,259	142,275
その他流動資産	891	434	長期未払金	2,953	5,309
貸倒引当金	△ 173	△ 142	繰延税金負債	191,441	118,557
固定資産	1,126,909	1,021,240	退職給付引当金	12,705	17,236
有形固定資産	124,340	128,717	役員退職慰労引当金	1,022	889
建物	34,921	36,978	その他固定負債	138	284
構築物	2,091	2,268	(資本の部)	—	(1,132,261)
機械装置	44,896	44,113	資本金	—	115,703
車両運搬具	21	25	資本剰余金	—	192,555
工具器具備品	8,139	7,477	資本準備金	—	192,555
土地	33,372	33,323	利益剰余金	—	645,173
建設仮勘定	900	4,533	利益準備金	—	17,207
無形固定資産	10,431	14,298	任意積立金	—	558,721
特許権ほか	10,431	14,298	特別償却準備金	—	1,584
投資その他の資産	992,138	878,225	研究開発積立金	—	1,000
投資有価証券	648,538	536,019	配当準備積立金	—	1,000
関係会社株式	260,775	278,817	退職給与積立金	—	300
関係会社出資金	26,685	27,033	海外投資損失積立金	—	1,000
長期貸付金	20,633	30,428	別途積立金	—	553,837
破産債権・更生債権等	238	256	当期末処分利益	—	69,245
長期前払費用	2,458	3,785	その他有価証券評価差額金	—	207,973
長期預金	31,000	—	自己株式	—	△ 29,143
敷金保証金	1,823	1,918	(純資産の部)	(1,286,361)	—
その他投資	289	336	株主資本	974,877	—
貸倒引当金	△ 301	△ 367	資本金	115,703	—
合計	1,611,891	1,389,396	資本剰余金	192,682	—
			資本準備金	192,555	—
			その他資本剰余金	127	—
			利益剰余金	688,347	—
			利益準備金	17,207	—
			その他利益剰余金	671,140	—
			特別償却準備金	991	—
			研究開発積立金	1,000	—
			配当準備積立金	1,000	—
			退職給与積立金	300	—
			海外投資損失積立金	1,000	—
			別途積立金	603,837	—
			繰越利益剰余金	63,012	—
			自己株式	△ 21,855	—
			評価・換算差額等	311,484	—
			その他有価証券評価差額金	311,484	—
			合計	1,611,891	1,389,396

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	ご 参 考	
	当 期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	前 期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
売上高	531,557	477,379
売上原価	407,121	367,835
売上総利益	124,436	109,544
販売費及び一般管理費	75,004	69,607
営業利益	49,432	39,937
営業外収益	32,841	33,530
受取利息・配当金	25,090	26,441
為替差益	1,021	437
雑収入	6,730	6,652
営業外費用	8,544	5,285
支払利息	14	14
雑損失	8,530	5,271
経常利益	73,729	68,182
特別利益	11,405	28,889
固定資産処分益	327	779
貸倒引当金戻入益	7	3
関係会社債権貸倒引当金戻入益	—	4,505
投資有価証券清算益	—	8
関係会社株式売却益	9,084	17,593
投資損失引当金戻入益	—	5,950
その他特別利益	1,987	51
特別損失	4,461	5,992
固定資産処分損	951	1,189
投資有価証券譲渡損	—	67
投資有価証券評価損	—	282
関係会社株式及び出資金評価損	3,166	—
関係会社出資金評価損	—	4,437
その他特別損失	344	17
税引前当期純利益	80,673	91,079
法人税、住民税及び事業税	23,814	20,233
過年度法人税等還付額	△ 4,305	—
法人税等調整額	△ 865	2,134
当期純利益	62,029	68,712
前期繰越利益	—	9,974
自己株式処分差損	—	67
中間配当額	—	9,374
当期末処分利益	—	69,245

株主資本等変動計算書

当期(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					特別償却準備金	研究開発積立金	配当準備積立金	退職給与積立金	
平成18年3月31日 残高	115,703	192,555	—	192,555	17,207	1,584	1,000	1,000	300
当期中の変動額									
特別償却準備金の積立 (注)	—	—	—	—	—	623	—	—	—
特別償却準備金の取崩 (注)	—	—	—	—	△	595	—	—	—
特別償却準備金の積立	—	—	—	—	—	2	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	△	623	—	—	—
別途積立金の積立 (注)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当 (注)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—	—
役員賞与 (注)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	127	127	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期中の変動額(純額)	—	—	127	127	△	593	—	—	—
当期中の変動額合計	—	—	127	127	△	593	—	—	—
平成19年3月31日 残高	115,703	192,555	127	192,682	17,207	991	1,000	1,000	300

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		評価・換算差額等合計
	その他利益剰余金			利益剰余金合計					
海外投資損失積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
平成18年3月31日 残高	1,000	553,837	69,245	645,173	△ 29,143	924,288	207,973	207,973	1,132,261
当期中の変動額									
特別償却準備金の積立 (注)	—	—	△ 623	—	—	—	—	—	—
特別償却準備金の取崩 (注)	—	—	595	—	—	—	—	—	—
特別償却準備金の積立	—	—	△ 2	—	—	—	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	623	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立 (注)	—	50,000	△ 50,000	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当 (注)	—	—	△ 9,387	△ 9,387	△ 9,387	△ 9,387	—	—	△ 9,387
剰余金の配当	—	—	△ 9,400	△ 9,400	△ 9,400	△ 9,400	—	—	△ 9,400
役員賞与 (注)	—	—	△ 68	△ 68	△ 68	△ 68	—	—	△ 68
当期純利益	—	—	62,029	62,029	—	62,029	—	—	62,029
自己株式の取得	—	—	—	—	△ 251	△ 251	—	—	△ 251
自己株式の処分	—	—	—	—	7,539	7,666	—	—	7,666
株主資本以外の項目の	—	—	—	—	—	—	103,511	103,511	103,511
当期中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	103,511	103,511	103,511
当期中の変動額合計	—	50,000	△ 6,233	43,174	7,288	50,589	103,511	103,511	154,100
平成19年3月31日 残高	1,000	603,837	63,012	688,347	△ 21,855	974,877	311,484	311,484	1,286,361

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目です。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券	償却原価法(定額法)
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他の有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法
デリバティブ	時価法
たな卸資産	
製商品・仕掛品	製品・仕掛品は売価還元法による低価法 商品は最終仕入法による低価法
原材料・貯蔵品	最終仕入原価法 ただし、通信機器等の原材料については、先入先出法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	定率法 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物及び構築物 2~25年 機械装置及び工具器具備品 2~10年
無形固定資産	定額法(一部の特許権については当社所定の償却期間によっており、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(2年)によっています。)
長期前払費用	償却期間に応じ均等に償却しています。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、前期の支給実績を基準にして算出した支給見込額を計上しています。
役員賞与引当金	役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しています。
製品保証引当金	保証期間中に発生が見込まれるアフターサービス費用に備えるため、販売済の通信機器及びファインセラミック応用品について、過去の支出実績等を基準にして算出した見積額を計上しています。
返品損失引当金	将来の返品により生じる製品廃棄の損失に備えるため、納入製品の期末未検収額に対して経験率に基づく返品損失額を計上しています。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 過去勤務債務は、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により発生翌年から費用処理しています。
役員退職慰労引当金	役員及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(5) 会計方針の変更

①貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しています。従来資本の部の合計に相当する金額は、1,286,361百万円です。

②役員賞与に関する会計基準

当期より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しています。これにより、従来の方
法に比し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ136百万円減少しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 319,639百万円

(2) 保証債務等

保証債務

被 保 証 者	保 証 金 額	被 保 証 債 務 の 内 容
京セラインターナショナル株式会社	31百万円	全日本空輸株式会社との営業取引上の債務
株式会社 京都放送	134百万円	金融機関からの借入金
合 計	165百万円	

経営指導念書

念 書 依 頼 先	対 象 金 額	念 書 の 内 容
京セラ興産株式会社	2,288百万円	金融機関からの借入金の返済指導
株式会社 京都パープルサンガ	550百万円	同 上
合 計	2,838百万円	

(3) 関係会社に対する短期金銭債権 81,727百万円 関係会社に対する長期金銭債権 21,012百万円
関係会社に対する短期金銭債務 19,543百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高

売 上 高 228,351百万円
仕 入 高 85,711百万円
販売費及び一般管理費 8,951百万円

営業取引以外の取引高

受 取 利 息 ・ 配 当 金 17,912百万円
雑 収 入 4,304百万円
雑 損 失 891百万円
資 産 購 入 高 1,351百万円
資 産 譲 渡 高 1,205百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前期末株式数	増加株式数	減少株式数	当期末株式数
普通株式	3,555	24	919	2,660
合計	3,555	24	919	2,660

増加株式数の内訳

単元未満株式の買取 24千株

減少株式数の内訳

新株予約権の行使 918千株
単元未満株式の売渡請求 1千株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 流動資産

繰延税金資産

棚卸資産評価損否認	2,083百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	4,572百万円
関係会社株式評価損否認	3,980百万円
製品保証引当金	2,069百万円
その他の	4,801百万円
繰延税金資産計	17,505百万円

繰延税金負債

特別償却準備金△	312百万円
繰延税金負債計△	312百万円
繰延税金資産の純額	17,193百万円

(2) 固定資産

繰延税金資産

減価償却限度超過額	18,096百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	5,209百万円
株式交換による関係会社株式簿価差額	3,168百万円
投資有価証券評価損否認	3,639百万円
その他の	3,433百万円
繰延税金資産小計	33,545百万円
評価性引当金△	8,155百万円
繰延税金資産計	25,390百万円

繰延税金負債

特別償却準備金△	376百万円
その他有価証券評価差額金△	216,455百万円
繰延税金負債計△	216,831百万円
繰延税金負債の純額	△191,441百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他に、リース契約により使用している製造装置、電子計算機等があります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 6,818円80銭
(2) 1株当たり当期純利益 329円66銭

独立監査人の監査報告書

平成19年5月26日

京セラ株式会社
取締役会 御中

みすず監査法人

指 定 社 員 公認会計士 中 村 源 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 鍵 圭一郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京セラ株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主持分計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第148条第1項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 参照）に準拠して、京セラ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成19年5月26日

京セラ株式会社
取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 中 村 源 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 鍵 圭一郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京セラ株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び一時会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、業務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、重要な会議に出席し、事業の報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を述べるほか、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、一時会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、一時会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、一時会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第159条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主持分計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

- 一 時会計監査人みすず監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

- 一 時会計監査人みすず監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月29日

京セラ株式会社 監査役会

常勤監査役 西川美彦 印

常勤監査役 明石靖夫 印

監査役 西枝 攻 印

監査役 栗原伸治 印

監査役 田村繁和 印

(注1) 当社の会計監査人でありました中央青山監査法人(平成18年9月1日みすず監査法人に名称変更)は、平成18年5月10日付けで金融庁より平成18年7月1日から同年8月31日までの2ヶ月間の業務停止処分を受けたことにより、平成18年7月1日をもって当社の会計監査人の資格を喪失したため退任いたしました。これに伴い、会社法第346条第4項及び第6項の規定に基づき、平成18年7月19日開催の監査役会の決議により同日付で山口監査法人を、平成18年8月28日開催の監査役会の決議により平成18年9月1日付でみすず監査法人をそれぞれ一時会計監査人として選任いたしました。なお、平成18年9月19日付で山口監査法人より辞任の申し出があり、当社が同日付で受理いたしましたので、当社の一時会計監査人はみすず監査法人のみとなりました。

(注2) 監査役 西枝 攻、監査役 栗原伸治及び監査役 田村繁和は、会社法第2条第16号及び会社法第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主メモ

- 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 株主確定の基準日 定時株主総会、期末配当 3月31日
中間配当 9月30日
- 定時株主総会 6月
- 公告方法 電子公告とし、当社ホームページ(<http://www.kyocera.co.jp>)に掲載いたします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。
- 上場証券取引所 東京、大阪、ニューヨーク
- 証券コード 6971
- 単元株式数 100株
- 株主名簿管理人 株式会社だいこう証券ビジネス
事務取扱場所 〒541-8583 大阪市中央区北浜二丁目4番6号
株式会社だいこう証券ビジネス 本社証券代行部
(各種お問い合わせ) 電話番号 0120-255-100
(手続用紙のご請求) 電話番号 0120-351-465
ホームページ <http://www.daiko-sb.co.jp>
- 取次所 株式会社だいこう証券ビジネス各支社

単元未満株式の売渡請求及び買取請求のご案内

単元未満株式(100株未満の株式)をご所有の株主様は、その単元未満株式について、100株になるまでの不足株式数を当社から購入(売渡請求)することができます。

【例】60株ご所有の株主様は、40株を当社から購入して100株とすることができます。

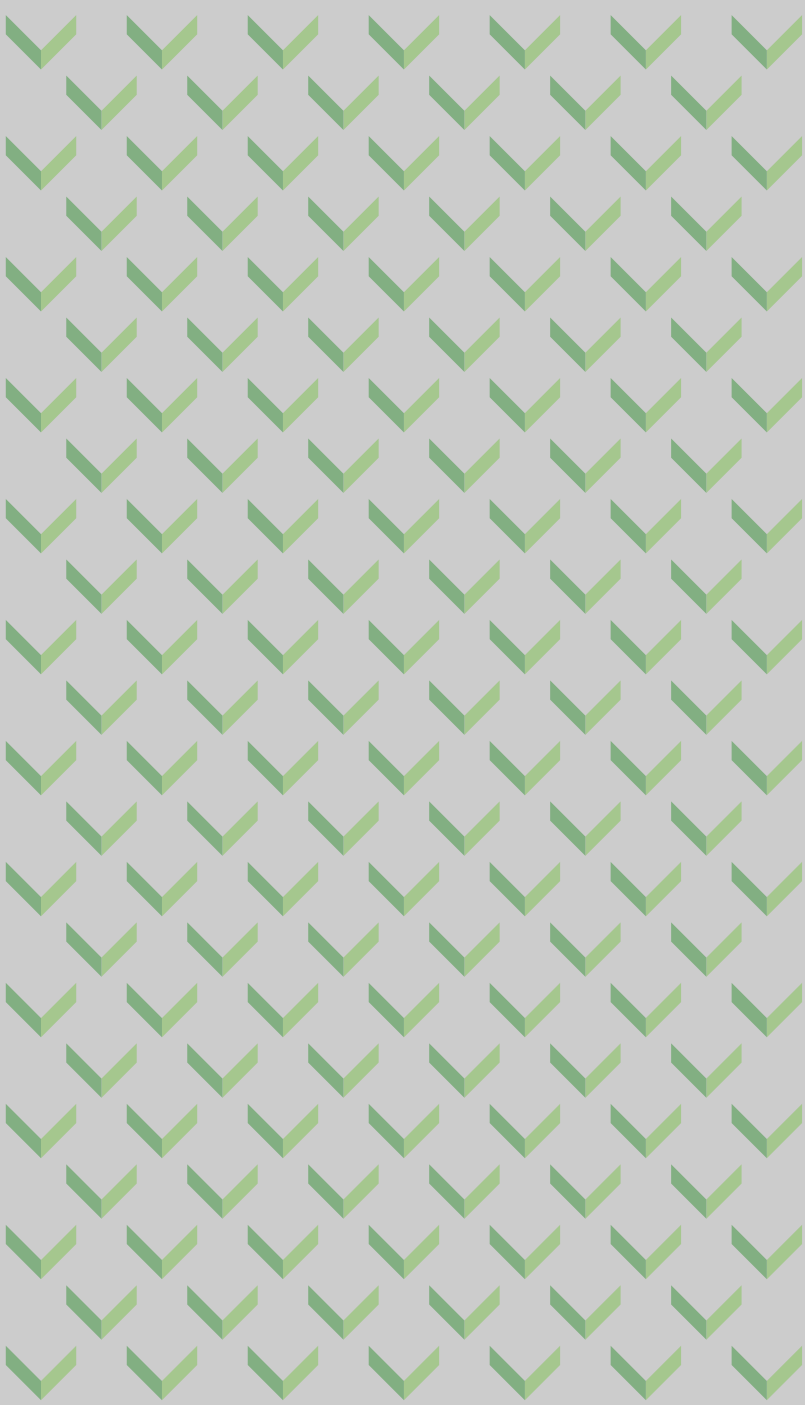
また、単元未満株式をご所有の株主様は、その単元未満株式を当社に売却(買取請求)することもできます。お手続きについては、上記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。なお、保管振替制度をご利用の方は、お取引の証券会社等にお問い合わせください。

株主・投資家情報ホームページのご案内

当社の株主・投資家情報ホームページ「株主・投資家の皆様へ」では、決算情報、IR資料などを掲載しております。また、メールアドレスをご登録いただければ、IR関連の発表を行った場合にお知らせする「Eメール配信サービス」も設けておりますのでご利用ください。

<http://www.kyocera.co.jp/ir/index.html>





京セラ株式会社

京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地 〒612-8501
Tel:075-604-3500 (大代表)

<http://www.kyocera.co.jp>



この報告書は、環境に配慮し、再生紙と大豆油インキを使用しております。